索道技術管理者の要件を定める告示

1.案内情報

手続名 : 索道技術管理者に関する要件の認定

手続根拠 : 索道技術管理者の要件を定める告示、鉄道事業法施行規

則第77条

手続対象者 : 索道事業者

提出時期: 索道技術管理者の資格認定を受けようとするとき。

提出方法 : 索道技術管理者資格認定申請書を作成し、当該事案の関

する土地を管轄する地方運輸局(当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局)鉄道部技術課(技

術第一課)へ提出して下さい。

手数料 : なし 添付書類・部数 : なし

申請書樣式 : 索道技術管理者資格認定申請書

記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局(当該事案が二以上の

地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主と して関する土地を管轄する地方運輸局)鉄道部技術課(技 術第一課)又は国土交通省鉄道局施設課にお問い合わせ

下さい。

2.窓口情報

提出先:

0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3 北海道運輸局鉄道部技術課 0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 8 東北運輸局鉄道部技術課 新潟運輸局鉄道部技術第一課 025-244-6117 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1 関東運輸局鉄道部技術第一課 中部運輸局鉄道部技術第一課 052-952-8032 近畿運輸局鉄道部技術第一課 06-6949-6441 082-228-8797 中国運輸局鉄道部技術課 四国運輸局鉄道部技術課 087-835-6361 九州運輸局鉄道部技術課 092-472-2520

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:管轄する地方運輸局(当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわ

たるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局)

鉄道部技術課(技術第一課)又は国土交通省鉄道局施設課

3.手続情報

審査基準 : 索道技術管理者の要件を定める告示

標準処理期間:50日

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)